

# 第 1 回

## 建設小委員会会議録

平成 1 5 年 9 月 1 8 日 (木)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会



## 第 1 回 建設小委員会

日 時 平成 1 5 年 9 月 1 8 日 ( 木 ) 午前 9 時 3 0 分

会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2 F 第 1 会議室

出席委員 ( 8 名 )

委員長	川合 正高	木曾川町議会議員	副委員長	時田 晴彦	尾西市議会議員
委員	梶田 信三	一宮市議会議員	委員	栃倉 勲	一宮市学識経験者
"	大島千恵子	一宮市学識経験者	"	宮田 肇	尾西市学識経験者
"	中島 路可	尾西市学識経験者	"	五藤 久佳	木曾川町学識経験者

欠席委員 ( 1 名 )

委員 杉本 尚美 木曾川町学識経験者

議事日程

- 1 . 開会
- 2 . 委員紹介
- 3 . 建設小委員会委員長及び副委員長の選出について
- 4 . 議題
  - ( 1 ) 報告事項
    - 報告建設第 1 号 建設小委員会の役割について
    - 報告建設第 2 号 建設小委員会のスケジュールについて
  - ( 2 ) 合併協定項目について
    - 上・下水道事業について
- 5 . その他
  - ・建設小委員会の日程について
- 6 . 閉会

森 輝義事務局長

定刻になりましたので、ただいまから「第 1 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会建設小委員会」を開催いたします。

私、今日司会を担当させていただきます事務局の森と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、数点確認をさせていただきたいと存じます。

まず、この小委員会の会議も本協議会同様、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議運営規程によりまして公開としておりますので、ご了承願います。

次に、本日の出席状況ですが、委員総数 9 名のうち、ご出席が 8 名となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、今回の会議の議事録の署名についてでございますが、第 1 回協議会にてご承認いただきましたとおり、小委員会については毎回会議録を調整し、後ほどお選びいただきます委員長さんにご署名をお願いいたしますことになっておりますので、よろしくお願いたします。

初回の会議でもございますので、本来ならお一人ずつ自己紹介をいただくところですが、次第をはねていただきまして、1 ページに「委員長及び副委員長の選出について」の下欄に、委員名簿を掲載させていただいておりますので、この名簿をもちましてご紹介とかえさせていただきます。

次に、委員長及び副委員長の選出に移ります。資料 1、1 ページをご覧いただきたいと思っております。

小委員会設置規程第 4 条第 1 項に「各小委員会に次の役員を置く。(1)委員長 1 名(2)副委員長 1 名」、同 2 項に「役員は、小委員会の互選により選出」とありますので、委員さんのご協議の上、お決めいただきたいと思います存じますが、いかがいたしましょうか。

梶田 信三委員

事務局の方から互選にということでございますが、私の方から提案をさせていただきます。委員長には木曾川町の川合議員さん、副委員長には尾西市の時田議員さんをご推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしくお取り計らいください。

森 輝義事務局長

ただいま委員長を川合木曾川町議会議員、副委員長を時田尾西市議会議員とのご推薦がありました。いかがでしょうか。ご承認ということによろしいでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

森 輝義事務局長

ありがとうございました。

それでは、委員長を川合木曾川町議会議員、副委員長を時田尾西市議会議員にお願いす

ることに決しました。

それでは恐れ入りますが、川合委員長さんと時田副委員長さんにおかれましては、前の方の席へお移り願いたいと思います。

それでは、これ以降、小委員会規程第6条第3項に基づき、進行は会議の議長となります委員長さんをお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

川合 正高委員長

どうも、皆さんおはようございます。

木曽川町議会議員の川合でございます。建設小委員会の委員長という大役ではございますが、皆様方委員のご協力のもと、何とか全うしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、ご案内のとおり、当委員会の担当事務は、住民にも密接な関係がある上下水道料金等もあるようでございますので、大変な協議かと思えます。ご承知のように、来年1月から2月にかけて、住民説明会がございます。それまでには当然のことながら、きちんとしなければいけないと思っておりますが、現在私が思っているのは、10月、11月ごろまでに目途を立てたいと、このように考えておりますので、委員の皆さんには、絶大なるご協力を願いまして、私からのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでははじめに、報告事項の報告建設第1号及び報告建設第2号でございますが、建設小委員会の役割につきましては、既にご理解いただいていると思っておりますが、確認の意味も含めまして、事務局より説明を願います。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

それでは、お手元に配付させていただきました次第2ページの方をお願いいたします。

建設小委員会の役割について、資料2でございます。建設小委員会の担任する事項といたしまして、「(1)一部事務組合等の取り扱いに関する事項」以下、「(9)その他」まで9項目ということで、これらを今後ご協議いただくということになってまいります。

参考までに囲み記事で、抜粋といたしまして、小委員会の規程をつけさせていただきました。

第2条で、所掌事項といたしまして、規約第3条に規定する事務の一部について、調査及び審議をするものとするということで、先ほど申しましたこれらの9項目をご審議いただくということでございます。

第3条に、組織及び名称となっております。別表の第3条で建設小委員会9名以内ということでございます。今回の小委員会の構成委員9名ということでスタートいたしております。

次に、3ページでございますが、合併協定項目及び小委員会への付託、これは第1回の協議会で示したものでございます。1から25までの項目がございまして、これらがどの小委員会に所掌するのか、該当するのかといった表でございます。一番右側が当建設小

委員会の担当ということでご理解いただきたいと思います。

はねていただきまして、4ページ、5ページでございます。建設小委員会付託協定項目についてということでございますが、これは総務省が発行しております合併の手引からの一般的な調整方針を示したものであります。必ずしもこの協議会と申しますか、小委員会がこの調整方針どおり、こういった表現になるかどうかというのは、必ずしもそうではないと思いますけれども、基本的な考え方というものを示させていただいたとご理解を賜りたいと存じます。

例えば、4ページの15、使用料、手数料等の取り扱いでございますが、3行目でございます。なお、使用料、手数料等については、条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において、従来の取り扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかねばならない、あるいは17の補助金、交付金等の取り扱い、合併関係市町村が交付してきたさまざまな補助金、交付金等について、それぞれの内容を提示し、その必要性を検討するとともに、交付先や交付基準等の調整をするといったような内容になっております。

5ページでございますが、23 - 23、上下水道事業、多分この項目がこの小委員会のメインの調整事項になってこようかと考えております。上下水道事業については、その地域の事業の形態等に応じ、使用料、加入金、分担金、助成制度等の調整や給水、処理区域でございますけれども、事業会計、企業会計、基金等の調整に関し規定する例が多いということになっております。また、今日、後ほどこの上下水道事業について、基本的な資料をご説明申し上げますけれども、ここがメインになってこようということでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお願い申し上げます。報告建設第2号、建設小委員会のスケジュールについてでございます。6ページの下段の方に左側、協定項目となっております。一部事務組合との取り扱い以下、その他まで書いてございますが、ここの右側に矢印がございます。これはいつ協議を開始し、いつ終わるのかを示したものであります。例えば、上下水道事業、下から3つ目でございます。本日、9月18日説明となっております。これからスタートして、終期が12月25日、これは第4回の合併協議会でございますが、この時まで決定してまいりたいと、こういうような私どものスケジュールを示させていただいたものであります。

例えば、第2回、10月15日でございます。ここでは、建設関係を、あるいは11月19日、ちょっと欄がずれておりますけれども、11月19日には使用料、手数料、あるいは補助金、交付金、こういった協議項目をご提案してまいりたいというふうに考えております。

先ほど委員長さんのごあいさつの中にもありましたが、1月から2月にかけて合併協議会主催の住民説明会を開催する予定、あるいは尾西市におかれては、住民投票を実施されるということを仄聞いたしておりますので、この住民投票にもこういった調整がなされていないと、なかなか住民の方のご判断が得られないということを考えておりますので、できればこの12月最終の、年内最終の協議会で決定をいただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

川合 正高委員長

ただいま事務局より説明がございました。今までの中で何かご質問がございましたら、お願いいたします。

中島 路可委員

ちょっとお願いしたいんですが、4ページの23の8、窓口業務のところ、ワンストップ・サービスという英語ですか、これ日本語化されたものですか、英語の字引に載ってますか、ということで、最近非常に問題になってますので、きちんとした日本語でできるものはぜひお願いしたいと思います。ワンストップ・サービスと聞いたときに、これは何のことなのか、わかりません。これについては事務局でこういう文書をお作りいただいたんですけども、例えばサービスなんて言葉はもう日本語化されておりますから、いいんですけども、英語でわからない人もたくさんおりますので、そこら辺の配慮をお尋ねしたいと思います。

もう1カ所、何かへんなものがあったんですけども、それはまた。一般論としてそのことだけちょっとお願いしておきたいと思います。

以上でございます。

川合 正高委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

大変失礼いたしました。このワンストップ・サービスというのは……。

中島 路可委員

いいです。いいです。もう私、わかりますので、つまりこれから気をつけていただきたいということを申しあげましたので。

伊神 正文事務局課長

確かに片仮名文字をちょっと頻度多く利用するケースが行政側はみられます。しかし、なかなか片仮名から日本語に直しにくいのもございますので、それら辺のところはご了解賜りたいと思います。

川合 正高委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかに質問がございませんので、報告事項、報告建設第1号及び報告建設第2号につきましては、原案のとおりの内容を進めていきたいと思いますが、よろしゅうございますね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

川合 正高委員長

なお、次に、提案事項に移ります。ここからは、個別の協定項目についての調整方針についての協議となります。

第1回目は全体会議の説明でもありましたように、小委員会では原則、提案事項とし、議題に上げ、質問をいただきながら協議をいただいた上で、次回に小委員会で決するというようお願いしたいと存じます。

それでは、合併協定項目の上下水道事業について、議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

伊神 正文事務局課長

それでは、ご説明させていただきます。

委員長から、今説明がありましたように、小委員会では調整方針案をお示しした後、次の小委員会で決定していただくのが原則でございますが、本日ご協議いただく上下水道事業につきましては、料金等、住民の皆様に深いかわりのある項目であることに加えまして、料金設定の前提となる事業の枠組みが複雑でございます。本日は事業の制度的な面も含めた制度的な情報をご提示申し上げ、内容を十分ご理解いただきました上で、次回の小委員会に調整方針案を提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは恐れ入りますが、8ページ、9ページ、資料4をお願い申し上げます。上下水道事業についてということで、まず水道事業でございますが、水道料金について、2市1町の簡単な比較を載せさせていただいております。原則的に大きく違うのが一宮市が用途別、尾西市、木曽川町が口径別を採用しているということでございます。

用途別というのは、この四角の中で説明してございますけれども、主として使う水の用途や使用実態、負担能力によって、基本料金を区別しているというものでございます。次に、口径別料金と申しますのは、2行目のところに書いてございますが、メーター口径の大きさによって、水道施設の整備にかかる原価の一定額を基本料金として区分したり、従量料金を変えたりしたりするものということでございます。これが一宮、尾西、木曽川と大きく異なっている点でございます。

この下の四角の表で、簡単な2市1町の比較等をさせていただいておりますけれども、料金体系のところ、一宮市は先ほど申しました用途別逓増従量料金制、尾西市、木曽川町が口径別逓増従量料金制となっております。この逓増というのは、使用したらただけ、その分だんだん料金高くなる、要は使用量を料金設定において抑えるという目的がある料金制度でございます。これは2市1町同じでございます。

その下に簡単な計算式といえますか、料金制度が書いてございまして、その下を見ていただきますと、口径13ミリ、一般的な家庭用が13ミリということでございますので、13ミリによって、一月に20立方メートルを使用した場合の料金を載せさせていただいております。一宮が1,669円、尾西市が2,058円、木曽川町が1,840円ということでございまして、一宮が安いのかなということでございます。これはまた、逓増によって、あるいは口径別、用途別の区分によって、使ってくるとまた料金が違ってまいります。それはまた後ほど別表でご説明申し上げます。

下から2番目のところでございますが、水源別構成比率となっております。一宮市が県水、河川水となっておりますが、県から購入している水が16.5%、地下水が83.5%尾西市が27.9%と72.1%、木曽川町が71.7%と28.3%ということで、この表見ていただければわかりますように、木曽川町の水道水は県水に大きく依存しているということがわかりいた



だけるかと思えます。

木曽川がすぐあるから、井戸を掘ってどんどんそこから水を取ったらいいじゃないかとお考えの向きもいらっしゃるかもしれませんが、これは地盤沈下防止対策といたしまして、井戸の新設とか、掘りかえというのは現状ではできない、許可がおりないということになってきておりますので、こういったことになっております。

次に、8ページの一番下、括弧2、加入金についてでございますが、水道施設の拡張や改良に充てる財源として、新規給水申込者からいただくものということでございます。これも後ほど料金表をご説明申し上げます。

9ページでございますが、料金改定についてでございます。基本的な考え方といたしまして、水道事業は水道料金を基本財源に、独立採算制により経営されているということでございます。これは、一般会計というか、普通の役所の会計とは別ですよということでございます。

ドットの2番目の2行目でございます。独立採算制のもとでは、水道料金に赤字が生じた場合、もしくは適正な水準の利益が確保し得ない場合には料金の引き上げが必要となってくるということでございます。そこで、括弧2の料金改定の経緯というのを見ていただきますと、それぞれ料金改定されている時期は若干異なっておりますけれども、2市1町とも、それぞれの時期に改定をなされております。一番最寄りでは尾西市が平成14年4月1日に改定をなされております。

それで、今後検討すべき課題といたしまして、 から まで書いてございます。水道料金や加入金、それから各種手数料をどういうふうに調整するのか、あるいは会計の統合、先ほど申しましたように、独立採算の企業会計でやっておりますので、2市1町の企業会計の一本化が必要となってくるということが課題となっております。

はねていただきまして、10ページ、11ページをお願い申し上げます。今度は下水道料金でございます。これも料金体系として、一宮市が用途別逓増従量料金、それから尾西市が用途別はなくて、逓増従量料金制をとっております。木曽川町も一宮市と同様、用途別でございます。これも料金を比較させていただきますと、20立方メートルを使用した場合に、一宮市が1,470円、尾西市と木曽川町が2,310円となっております。これについても、下水道料金についても、一宮がやや安いというような体系になっております。

尾西市、木曽川町については、まだ供用が開始されておられません。一宮市において下水道の普及率が平成14年3月31日現在でございますが、33.1%となっております。

次に、括弧2の受益者負担金でございますが、これは文字どおりでございます。公共下水道が整備されて、その利益を受ける地域の土地所有者がその受益者として建設費の一部を負担していただくものということでございますが、一宮市、木曽川町の受益者負担金の考えについては、この下水道の整備区域内に土地をお持ちの方、権利をお持ちの方はすべて払っていただくというのが一宮、木曽川でございます。

それに比しまして、尾西市の場合は同じ下水道整備区域内でも、その土地所有者権利者で、下水道を使用する者ということになっておりますので、下水道区域内に土地をお持ち

であっても、下水道を使用されない方については、これはかからないというようなことになっております。

次に、2の使用料改定についての基本的な考え方でございますが、これも下水道事業についても、水道と同様、独立採算制をとっております。下水道事業で赤字が生じた場合は、使用料の引き上げが必要となってくるということが明記されております。

次に、ドットの3つ目でございますが、「なお」のところでございます。雨水が公費、汚水が私費となっております。雨水については、これは原因者がございませんので、利用者の方からご負担いただくものではなくて、一般会計、一般的な役場、役所の方の会計から金銭を負担して処理していくものと、汚水については、その使用者の料金をもって、それを負担していくといった考え方できちんと明確になっております。

11ページの料金改定時期でございますが、一宮市が昭和57年、平成4年、平成8年と近々ではこの3回の改定をいたしております。

3番の今後検討するべき課題でございますが、今の下水道使用料、受益者負担金の調整、あるいは各種手数料の調整、これと3番の会計の統合というのがまた一つの問題になっております。といいますのも、一宮市は企業会計、尾西市、木曾川町が特別会計という会計制度が違いますので、これの統合がかなり問題となってくるということでございます。

はねていただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。それぞれの市町の左側が水道事業会計の収支状況を表わさせていただいております。例えば、一宮の場合、9年度で当年度、下から3つ目でございますが、当年度純損益のところを見ていただきますと、2億6,700万ほどの利益が上がっている、それが10年度、11年度、12年度と見ていただきますと、その収益といいますか、純益がだんだん減ってきているのがおわかりいただけると思います。12年度、13年度では単年度で赤となっておりますので、これは前年度までの利益剰余金をもって、何とか繋いでいるといった状況がおわかりいただけるかと思いません。

尾西市においても、同じようなことが言えまして、13年度において、8,489万5,000円の赤字が出ておりますので、これをもって14年度料金改定が行われ、健全な財政に向けた経営の建て直しがされているということでございます。

木曾川町については、今のところ収益自体が伸びておりますので、ただ13年度においては、598万円ほどの損失が出ておりますので、また今後少し料金の状況を見なければならぬということがわかるかと思いません。

続きまして、13ページでございますが、尾西市、木曾川町、まだ供用開始されておられませんので、一宮市の収益的収支の状況でございますが、これについても、11、12、13と、それぞれ単年度で損失が出ております。13年度においては、その前年度繰越金を使ってしまっ、13年度の決算が三角の1,496万7,000円となっておりますので、大変下水道会計として、厳しい状況であるということがおわかりいただけるかと思いません。

続きまして、14ページ、15ページでございます。横長の表になっておりますが、それぞれ2市1町の水道料金の料金体系を一覧にさせていただきました。当初のところ申し上

げたとおり、一宮が用途別、家事用、業務用、公衆浴場用となっておりますけども、こういった用途別になっており、尾西市、木曽川町は13ミリから100ミリまで口径別の料金体系になっておるといことがおわかりいただけるかと思ひます。

なお、また尾西市、木曽川町については、使用料金、従量料金と、表現は違ひますけれども、その超過料金についても、区分がやや違ひます。尾西市は10立方メートル以下が50円、11から20立方メートルが95円ということになっておりますが、木曽川町については20立方メートル以下が65円、それから21から50立方メートルが110円ということで、微妙に同じ口径別でも料金体系が違ひということがおわかりいただけるかと思ひます。

次に、15ページでございますが、メーター使用料。ここに書いてございますのが「給水量は市町村が貸与したメーターにより計算するため、その対価として」とありますが、それぞれの口径によって、使用料が違ひます。これは毎月の水道料金と合わせていただくものであります。例えば、13ミリでありますならば、一宮と尾西市が60円、木曽川町が40円、20ミリについても、やや差があるということがおわかりいただけるかと思ひます。

続きまして、16ページをお願い申し上げます。加入金でございます。申し訳ありません。ここで訂正の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。加入金の説明書きで「新しい水源の開発が」とありますが、新しい水源は先ほど申しましたように、井戸が掘れませんので、今はこういったことはできません。ですから、「新しい水源の開発が」までは抹消していただきたいと思ひます。

それから、「水道施設の拡張に充てる」となっていますが、これも「拡張や改良に充てる」ということで、ご訂正をよろしくお願ひ申し上げます。申し訳ありませんでした。

これも13ミリ、20ミリ、25ミリ、口径によって、加入金が若干違ってくるというのにおわかりいただけるかと思ひます。今後これらのことをどのようにどこに合わせるのか、あるいは新しい料金をつくるのかといったことが皆様方にご協議いただく内容であると思ひております。

続いて、17ページでございますが、下水道使用料の一覧でございます。これも一宮と木曽川は用途別、それから尾西市はその用途はなく、使用料だけの料金表ということでございます。

18ページをよろしくお願ひ申し上げます。受益者負担金の一覧でございます。公共下水道が整備されることにより、その利益を受ける地域の土地所有者等に受益者として建設費の一部を負担していただくものという説明がござひますが、一宮市の場合は、140円から190円。これは多分140円というのは、ちょっと前の話でありまして、今現在は1平方メートル当たり190円を頂戴しております。それから、尾西市においては、平成19年3月31日までと平成19年4月1日以降と、2段書きになっておりますが、このような単に平方メートル数掛けるというものではなくて、ある程度一定の単位の中で決められている料金表ということでございます。

こう見ますと、18年度中、19年3月31日までに受益者負担金をお払いいただくと、区分によっては2万円ほど安くなるという料金体系になっております。木曽川町では、平方メ

ートル当たり400円ということでございます。

次に、19ページでございますが、水道を引く折において、いろいろな手数料がかかってまいります。設計審査の手数料とか分岐の監理手数料とかいった手数料がかかってまいりますので、その手数料の料金体系を一覧にまとめさせていただきました。それもそれぞれの市町によって差があるということがおわかりいただけるものと思います。

恐れ入ります。20ページ、21ページをお願い申し上げます。これは2市1町の水道料金、下水道料金の使用量による比較表をつけさせていただきました。例えば、20立方メートルのところを見ていただきますと、水道料金が一宮市が1,669円、尾西市が2,058円、木曽川町が1,840円、これは先ほど説明したとおりでございますが、一宮が一番安く、次に木曽川、尾西の順であるということがおわかりいただけますが、30立方メートル使ったかどうかを見ますと、30のところを見ていただきますと、一宮が3,160円、尾西市が3,318円、木曽川町が3,000円ちょうどということで、今度は安い順に木曽川、一宮、尾西となる。今度、40使った場合どうかといった場合が5,082円、尾西市が4,840円、木曽川町が4,150円ということで、今度は木曽川、尾西、一宮の順になるということございまして、一宮の料金体系が使えば使うほど高くなってしまいうという料金体系になっているということがここでおわかりいただけるかと思えます。

次に、21ページでございますが、受益者負担金の2市1町の比較表でございます。これも先ほど説明したとおりでございますが、一宮が平方メートル当たり190円、木曽川町が平方メートル当たり400円ということで、これは面積掛ければそのままずっとそれに比例して高くなっていくというのがおわかりいただけるかと思えますが、尾西市がやや独特と申しますか、150平方メートルまでは10万円、200平方メートルから300までが12万円、400平方メートル以降面積がどれだけ大きくなってても14万円といった料金体系になっております。

続きまして、22ページをお願い申し上げます。ここでは今までの合併したところ、先進地のこの上水道下水道の調整方針の書きぶりはどうなのかということでございまして、篠山、西東京、潮来、さぬき、静岡の例をここに記させていただきました。

例えば、篠山とさぬきというのは、合併時に料金体系を統一するという事になっております。どこの例によるかというのは、例えば篠山は篠山町になるんですけども、さぬきについては、統一を図るということでございまして、新たな料金体系になっていることを推測されます。

それに比しまして、潮来と静岡については、例えば潮来の例でございますが、加入負担金使用料金については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降3年を目途に計画的に調整するという事ございまして、これは1国2制度といいますか、2つの料金体系をしばらく続けて、その間に料金を調整していくといった調整方針となっております。

一番下の静岡もそうでありまして、合併後当分の間現行のとおりとし、新市における水道事業会計を合併後速やかに策定し、新市の料金体系等を検討するものとするということでございますので、まだ多分現状では静岡、清水は別料金として運営されておるとい

とになるうかと思えます。

下水道事業についても、同じような表現になっておりまして、篠山市は篠山町で統一する、西東京は12年度、13年度については、不均一でその間に何とか料金統一の方針を決めて、14年度から新料金というような調整になっております。

潮来は水道については、1国2制度というふうに申し上げましたが、下水道については、潮来の方の制度に統一するといった調整になっております。

静岡についても、水道と同様、当分の間現行のとおりとし、新たな料金体系を速やかに策定するという事になっておりますので、当合併協議会の調整方針はまた次回以降示させていただきますけれども、こういった先進地の例があるということで、お含みおきいただきたいと思えます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

川合 正高委員長

ただいま事務局より説明がございました上下水道について、ご意見、ご質問何かございましたら、よろしく願いしたいと思えます。

ただいま事務局の説明の中で聞きづらかったようなことがございましたら、また聞いていただいても結構でございますので、何かございませんか。大島さん。

大島 千恵子委員

先ほどお話ありました木曽川の近くの木曽川が高く、一宮が16.5%、71.7%とかありましたですね。何かどうも腑に落ちないんですけど、これは最近なんですか。もうもっと以前から差があったんですか。

川合 正高委員長

8ページですか。

大島 千恵子委員

8ページです。ここ近年こういうふうに木曽川が高く、パーセントが上がったのか、ちょっとそういうこと余にも差がありますので、ちょっとお聞きしたいんですけど。

川合 正高委員長

事務局お願いします。

浅野 光幸水道分科会長

今の当初の説明の中にありましたように、それぞれ昔から井戸を持っているところもあるし、それから地下水と、井戸が地下水ですけど、あと県水があるということありますけど、当然地下水につきましては、水質とか水量との関係で、過去にはたくさん持っていますが、現在はなくなってきていることもあるかもしれませんが、県水の水量につきましては、ここ3年から5年ぐらいの間はほぼこのくらい、一宮市を含めて、2市1町すべて同じような水量の割合でそれぞれに受水しております。だから、急に今年からこういう状態になったということはありません。

川合 正高委員長

よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。はい、栃倉さん。

栃倉 勲委員

この建設小委員会の方で一番大事な懸案ということで、上下水道についてという話だと思んですが、今事務局の方からお話しいただいた点は今現在の料金体系であるとか、数値的なものは一応これで把握できたんですが、これからもし2市1町が一緒の市になるということを前提に協議していくということであれば、なぜ2市1町で料金体系がこれくらい違うのか、どうしてその当時このようにつくられたということを一応念頭に置いて、その地域の特性を考えた上で、議論をしていくということも必要ではないかなと考えるんですけども、それについて、どうして当時一宮と尾西さん、もしくは木曾川町さんでは異なる料金体系を選ばれたとか、その辺をつまびらかにした資料等があれば、もしくは口頭でも結構ですので、ご説明いただければと思いますけれども、よろしくをお願いします。

川合 正高委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

今のご質問に対して、答えになっているかどうかわかりませんが、まず先ほど申しましたように、それぞれの水道会計というのは、独立採算でやっておりますので、それぞれ投資額、水道管を布設したり、それから水を処理する施設をつくったりということによって、その料金が変わってくるということがあるかと思えます。

それと、なぜ用途別、口径別かということなんですが、これは申し上げると、今ただいま資料を持っておりませんので、また次回このことを、この水道料金をご提案申し上げるときに、資料を整えまして、皆様方にご理解していただけるようなご説明をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

川合 正高委員長

よろしゅうございますか。

川合 正高委員長

ほかにございますでしょうか。中島さん。

中島 路可委員

ついでにそういうデータが出していただけるようでしたら、一体どれくらい私たちが水を使っているかというデータもお願いしたい。段階別になっている部分で、使用量についてのデータもちょっと教えておいていただけたらと思いますが。そう急ぐわけじゃございませんので、よろしくをお願いします。

川合 正高委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

ご家族の家庭の人数にもよりますけども、3人家族で大体20から25立方メートルというのが平均的な使用量でございます。また、企業になってきますと、それぞれ企業の規模によって大きな開きがございますので、これは一律に申し上げられないと思いますが、家庭

においては、20から25、これが平均的な使用でございます。

中島 路可委員

いや、私が申し上げているのは、尾西市がどれくらい、木曾川町はどれくらい、そういう数字です。水道行政に関する一般的な資料です、手元にありませんので、そんなことをちょっとお願いできたらと思います。そんな急ぐわけでないので。

川合 正高委員長

次の機会に提出していただくということで、よろしゅうございますか。

中島 路可委員

はい。

川合 正高委員長

それではほかに。はい。

梶田 信三委員

ちょっと一つだけお聞かせください。下水道の場合ですが、尾西市さんと木曾川町さんはまだ未供用でございますが、供用の予定はいつごろになっていきますか、わかりましたら、教えてください。

川合 正高委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

平成16年4月1日でございます。

時田 晴彦副委員長

8ページ、一宮市の場合は水源別構成比率の中には、上水だけなのか、簡易水道も入っているのか、その辺しっかり明確にしていっていただかないといけない。当然、一宮市さんの場合は簡易水道がありますから、次の機会でもいいですが、それが今後どうなっていくかということもおっしゃっていただかなければ。我々は尾西市はあくまでも上水一本ですから、簡易水道はございませんから、そこら辺の仕組みを明確にしていいただかないと、これが簡易は別ですよと、上水だけですよと、いや逆に簡易のところは上水に変わっていくですよということになってくるとまた投資額が違ってくるものですから、次回に出してください。

川合 正高委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

今の時田副委員長さんのご質問でございますが、簡易水道はこの中には入ってございません。一宮、今現在8簡易水道がございますけれども、できますならば、その一宮の水道事業の方に統合してまいりたいと考えておりますけれども、なかなかそれぞれ簡易水道のお考えがございますので、一朝一夕というわけにはまいりませんが、今後努力して統合の方向で進めていきたいと考えております。

川合 正高委員長

ほかにございますでしょうか。五藤委員。

五藤 久佳委員

ちょっと細かい、具体的な知識なんですけれども、8ページの一宮市、尾西市、木曽川町の料金体系、料金制度が違うということでこの地域での料金体系が2種類あるということなんですが、この地域以外の周りの地域の料金体系の設定の仕方とか、愛知県の中の他の地域でこういう料金体系がありますという、料金体系の位置づけ、そういうのをお示し願えたらなと思うんですけれども。よろしくをお願いします。

川合 正高委員長

質問の内容は一応愛知県内の状況を把握したいと。

五藤 久佳委員

県内というか、こういう料金体系というのは、この地域で普通というか、どういう料金体系にしていったらいいかということで、例えばこれは用途別が昔からしている料金体系なのかとか、口径別はポピュラーなのかということですね。これから主流に向かっていくのに、料金体系というのがどちらが進むべき道なのかということをお聞きしたいんですけれども。

川合 正高委員長

はい、わかりました。事務局の方、お願いします。

浅野 光幸水道分科会長

用途別と口径別という格好なんですけれど、愛知県内にこういう水道の事業体は大体55事業体あります。一宮のように単独でやっているところもありますし、南の中島企業団みたいに数市の集まったものがありますけど、そういうのをまとめまして、大体55の事業体あります。その中で一宮市同様の用途別はこの近隣の市町でいいますと、岩倉、江南なんかがありますけど、全体では、55の中で14事業体が用途別で、それ以外のところはほぼ口径別というのが今の状況です。よろしくをお願いします。

川合 正高委員長

よろうしゅうございますか。時田さん。

時田 晴彦副委員長

ちょっと確認だけですけどね。さっきの簡易水道の中で、組合の中に下水道を供給しているところはないですね。その確認だけをしておかないと。

川合 正高委員長

事務局。

浅野 光幸水道分科会長

先ほど事務局の方から説明ありましたように、簡易水道の統合につきましては今年度2組の統合が決定し、鋭意事務を進めております。

また、「簡易水道の中で供用を開始しているところはないか。」のご質問につきましては、来年3月31日付けで、簡易水道の区域において下水道の供用開始をすることで、いま調整を進めております。



加えて、一方奥町地区においては、4カ月後の8月に下水道の供用開始する予定であり、この地区の上水道は、一部が市水で、残りは2つの簡易水道からなっております。

川合 正高委員長

ほかにございますでしょうか。五藤さん。

五藤 久佳委員

ついでにご質問さしあげればよかったですけれども、下水道の方の料金体系についてもお伺いしたいと思います。

川合 正高委員長

事務局の方、意味わかりますね。水道と同じように、下水道の方もお伺いしたいということ。事務局。

伊神 正文事務局課長

申し訳ありません。下水道の方については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、次回のところでまたご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

川合 正高委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにないようでございますので、次に移らせていただきます。

以上で、協議事項は終了でございますが、次第5その他に入ります。

事務局、ご説明をお願いします。

森 輝義事務局長

それでは、24ページ資料5をお開きください。その他につきまして、ご説明申し上げます。

今後の委員会の日程は、第1回合併協議会で確認されましたとおりの線で進めてまいりたいと存じます。場所につきましては、第2回、第3回と未記入でございますが、委員長さんの所属の町で開催したいと考えておりまして、次回からの建設小委員会の開催は木曾川町役場で開催したいと考えております。なお、第4回につきましては、午前、午後と小委員会が重なっており、大変勝手言って申し訳ございませんが、準備の関係で本日同様、この場所で開催したいと考えております。また、あらためて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、それぞれの小委員会の資料につきましては、今回同様、事前にお送りいたしますが、全体の協議会資料につきましては、小委員会の結果取りまとめ作成いたしますので、協議会及び小委員会の日程の関係上、事前配付はできかねます。その点ご理解、ご了承いただきたいと思います。

その他につきましては、以上でございます。

川合 正高委員長

それでは、本日の会議はこれにて終了いたします。長時間にわたり、熱心なご討議、ありがとうございました。

午前 10 時 26 分 閉会

---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 15 年 9 月 29 日

会議録署名委員 川 合 正 高 (自署)